

2016年2月18日

イマドキの改憲～緊急事態条項

明日の自由を守る若手弁護士の会 事務局長
弁護士 早田由布子 (はやた ゆふこ)
東京都千代田区有楽町1-6-8 松井ビル6階
旬報法律事務所
TEL 03-3580-5311 FAX 03-3592-1207

第1 これまでの流れ

- 2012年4月 自民党憲法改正草案発表 緊急事態条項が盛り込まれる
- 14年11月6日 衆議院憲法審査会第1回目に行う憲法改正手続のテーマ6つが提案、その中に緊急事態条項が含まれる
- 15年5月～ 自民党 船田憲法改正推進本部長 (当時)、谷垣禎一幹事長ら自民党幹部より、緊急事態条項新設へ向けた発言が相次ぐ
- 15年5月7日 衆議院憲法審査会 武正議員 (民主)、井上議員 (維新)、斉藤議員 (公明) からも、緊急事態条項について前向きな発言がなされる
- 16年1月1日 安倍首相、緊急事態条項の新設を憲法改正の出発点とする方針を固める

第2 緊急事態条項とは

1 国家緊急権

戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限

→濫用されがち

→国民の権利制限を含む

→行政権の肥大化

・・・三権分立のバランスが極端に行政に寄る

2 現に行われているか

例：昨年11月の同時テロ後の非常事態宣言@フランス

テロを未然に防止する目的とあって、無令状で168か所の搜索差押を行い、31丁の武器を押収、23人を逮捕（同月16日毎日新聞）

3 自民党憲法草案における緊急事態条項

内閣総理大臣が閣議で緊急事態を宣言

宣言後、内閣は法律と同一の効力を有する政令を（内閣だけで）制定できる

宣言後は、何人も、国の指示に従わなければならない

宣言後、衆議院は解散されない

緊急事態宣言・政令は事後に国会承認。緊急事態が100日を越えるときは事前承認

国会承認は衆議院優先

→衆議院の過半数でずっと緊急事態。与党議員主権へ。

4 緊急事態条項は必要か

(1) 災害直後、国民の生命と生活を守るため？

災害直後、国民の生命と生活は、起きた後慌ててやっても守れない。

事前準備、訓練が鉄則。

東日本大震災の教訓を踏まえた改正は終わっている。既に、災害対策基本法、災害救助法など、十分な法律がある（例：災害時緊急布告や知事による従事命令など）。

もし足りないなら事前に法律を改正して訓練して下さい。この方法でしか、国民の生命と生活は守れない。

(2) 被災地の弁護士会が総反対

兵庫、新潟、岩手、宮城、福島が反対の会長声明

(3) 日本国憲法になぜ緊急事態条項がないのか

大日本帝国憲法には緊急事態条項が複数あったが、意図的に削除した。

昭和21年7月2日帝国議会衆議院憲法改正委員会の金森国務大臣の答弁

（要旨）緊急事態条項は行政当局者にとりましては誠に調法なもの。調法というのは、国民の意思をある期間無視できる制度ということ。なくてよいならない方がよい。

昭和21年から過去何十年の日本の歴史に照らして、間髪を待てないという程の急務はない。そういう場合は臨機応変に対応できる。新たに緊急の措置を必要とするのは程ほど余裕のある事柄。そういうときは、臨時に国会を召集して解決。そこで憲法の緊急集会が機能する

5 緊急事態条項のデメリット

(1) 濫用の恐れ

(2) 事後の混乱

(3) 災害対策にとっての弊害

現場が動けなくなる。現場から遠くて情報が入らない永田町と霞が関ですべてが決められる。反対意見を聞かずに決める。

第3 国会議員の任期延長

1 疑問点

そもそも必要か、それを誰がどのような要件のもとで決定し、何日間延長でき、延長期間の更新はできるのか、事後的な司法審査は及ぶのか。。。

2 弊害

緊急事態を口実にいつまでたっても選挙が行われずいつまでたっても議会の構成が変わらない、ということもあり得る

以上

○明日の自由を守る若手弁護士の会

2013年1月に設立、現在会員約450名。

homepage <http://www.asuno-jiyuu.com/>

Facebook <https://www.facebook.com/asunojiyuu>

Twitter https://twitter.com/asuno_jiyuu

○「これでわかった！ 超訳 特定秘密保護法」(岩波書店)

明日の自由を守る若手弁護士の会 著 本体1400円(税込1512円)